

5月の税務

- 1 特別農業所得者の承認申請
申請期限 … 5月16日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
(1) 通知方法 … 特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
(2) 通知期限 … 5月31日
- 3 自動車税の納付
(1) 賦課期日 … 4月1日
(2) 納期限 … 5月中において都道府県の条例で定める日
- 4 鉦区税の納付
(1) 賦課期日 … 4月1日
(2) 納期限 … 5月中において都道府県の条例で定める日
- 5 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限 … 5月10日
- 6 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限 … 5月31日
- 7 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 5月31日
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 5月31日
- 9 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限 … 5月31日
- 10 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 5月31日
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 5月31日
- 12 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
納期限 … 5月31日

中央税務会計事務所ニユース

《通信欄》

原油の供給調整

が始まったように思っていますし、

又製鉄の供給も調整に

入ったように思っています。全て

山があれば谷も有る、その

山の高低と谷の深さが予想

する事が困難です、但物

事にも限界があり、その限

りかみであり谷だと思ってい

います。インフラニドでは

昨年のホームレスが一年と

比べると30%増・マンケエスタ

では昨年のホームレスが一昨

年の50%増加したようです。

ホームレス・失業率の数値が

経済状況のバロメーター

だと思っっています。インフラ

ニドは私個人的には今年の

後半が少くなくとも思ってい

ますか? 追記通信欄を

当分の間充電したいと思ってい

ます。

(六月よりエ事申とよせて預ります)

平成28年度税制改正にみる 中小企業の少額減価償却資産の 特例の見直し・延長資産の 従業員1000人超の法人は除外

平成28年度税制改正関連法が3月29日、国会で可決・成立しました。今年度税制改正の柱となる法人実効税率の20%台への引き下げに注目が集まりますが、法人減税の恩恵を受けにくい中小企業においては、特例措置などを有効に活用することが重要となります。

そこで今号では、平成28年度税制改正の中から、制度の一部見直しの上、その適用期限が延長された「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の概要についてふれてみました。

■改正の背景

中小企業は我が国の雇用の約7割を支え、地域経済活性化の中心的な役割を担う重要な存在です。しかし、スタートしたマイナンバー制度への対応や今後の消費税率の再引上げが予定されている中で、事務作業の増加は中小企業にとっては大きな負担となってしまう。

そこで、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上

却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度です。

■本制度の利用状況

中小企業庁の調べによると、平成25年度の本制度の適用社数は46万社、その適用金額は2613億円にのびます。（下記参照）

企業規模別に見てみると、従業員5人以下の小規模企業に多く利用されています。

特にマイナンバー制度への対応が遅れている中小企業が多い中、本制度はマイナンバー制度に関連して必要となる様々な少額資産（パソコン、監視カメラ、パーテーション、金庫、人事・給与システム、データ管理システム、セキュリティソフト等）の取得に活用可能であるとしています。

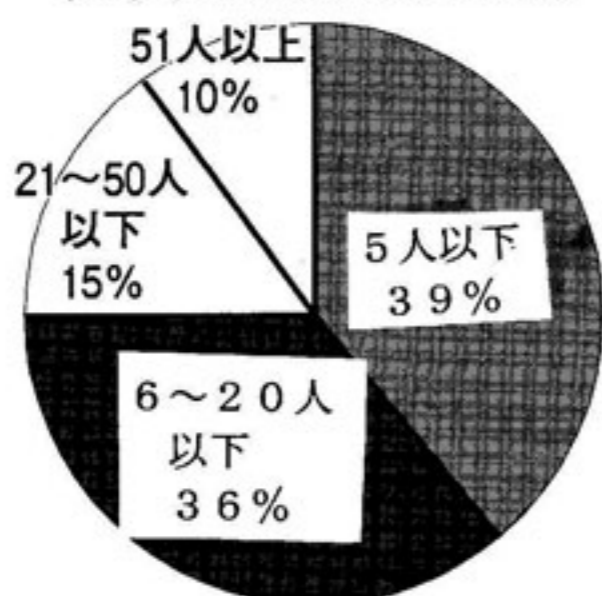
■改正の内容

本制度の適用対象者から、常時使用する従業員の数が1000人を超える法人が除外されました。

■適用時期

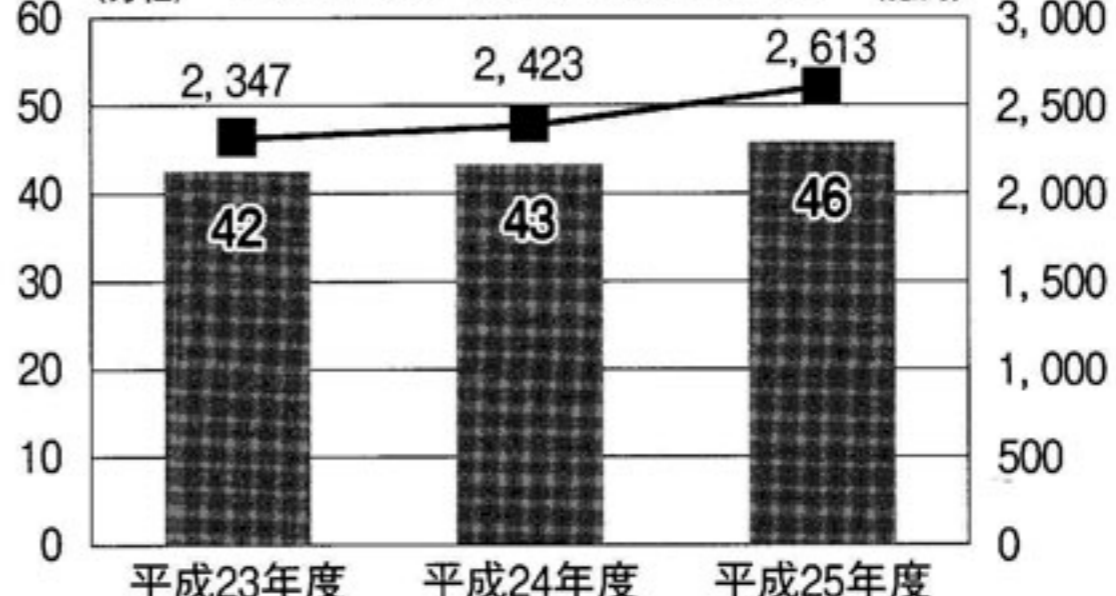
前記の通り、適用対象となる法人を見直した上で、その適用期限が2年延長（平成30年3月31日まで）されました。

従業員規模別適用社数



（特例利用社のうち、従業員1,000人超の中小企業は0.3%程度）

適用社数・適用金額の推移



■適用社数 ■適用総額(右軸)

(中小企業庁 資料より)

■今後の中小法人課税の動向

改正前の制度では、資本金1億円以下の法人が適用の対象者となっており、資本金基準さえ満たしていれば従業員数が多い法人でも特例の適用が可能となっていました。

しかし、今回の改正により、資本金1億円以下の中小法人であっても、従業員数1000人超の法人は特例を適用できなくなります。

つまり、「資本金基準」に「従業員数基準」を組み合わせることで、大規模な法人を中小法人の優遇措置から除外する改正となっています。

今回は「従業員数1000人超」のため、影響を受ける法人は少ないと考えられます。しかし、税制改正大綱では、中小法人課税について、「資本金以外の指標を組み合わせる」こと等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する」と明記されています。したがって、今後の引き続きの見直しによっては、従業員数基準が1000人超から引き下げられる可能性や、中小法人を対象にしたその他の租税特別措置でも従業員数基準が順次導入されるケースも考えられますので、来年度以降の動向も注目されます。

改正前

【適用期限：平成27年度末まで】



(注) 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

改正後

○適用対象者から従業員1,000人超の法人を除外し、適用期限を2年延長する (平成29年度末まで)。

〈適用対象となる法人〉 中小企業者等 (ただし、次の法人を除く)

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち、下記以外の法人
- 同一の (※) 大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の1/2以上を所有される法人
- 2以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の2/3以上を所有される法人
- 常時使用する従業員の数が1,000人超の法人

(※) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等をいいます。

- ② 資本又は出資を有しない法人のうち、下記以外の法人
- 常時使用する従業員の数が1,000人超の法人